

障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直しについて

1. 現行

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、障害者支援施設等()においてその活動の成果として制作された物品を**買い入れる契約**を規定。

() 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、小規模作業所。（経過措置により、更生施設（身体、知的）、授産施設（身体、知的、精神）、福祉工場（身体、知的、精神）を含む。）

2. 今回の見直し(地方自治法施行令の改正：平成20年2月14日公布・平成20年3月1日施行)

(1) 経緯

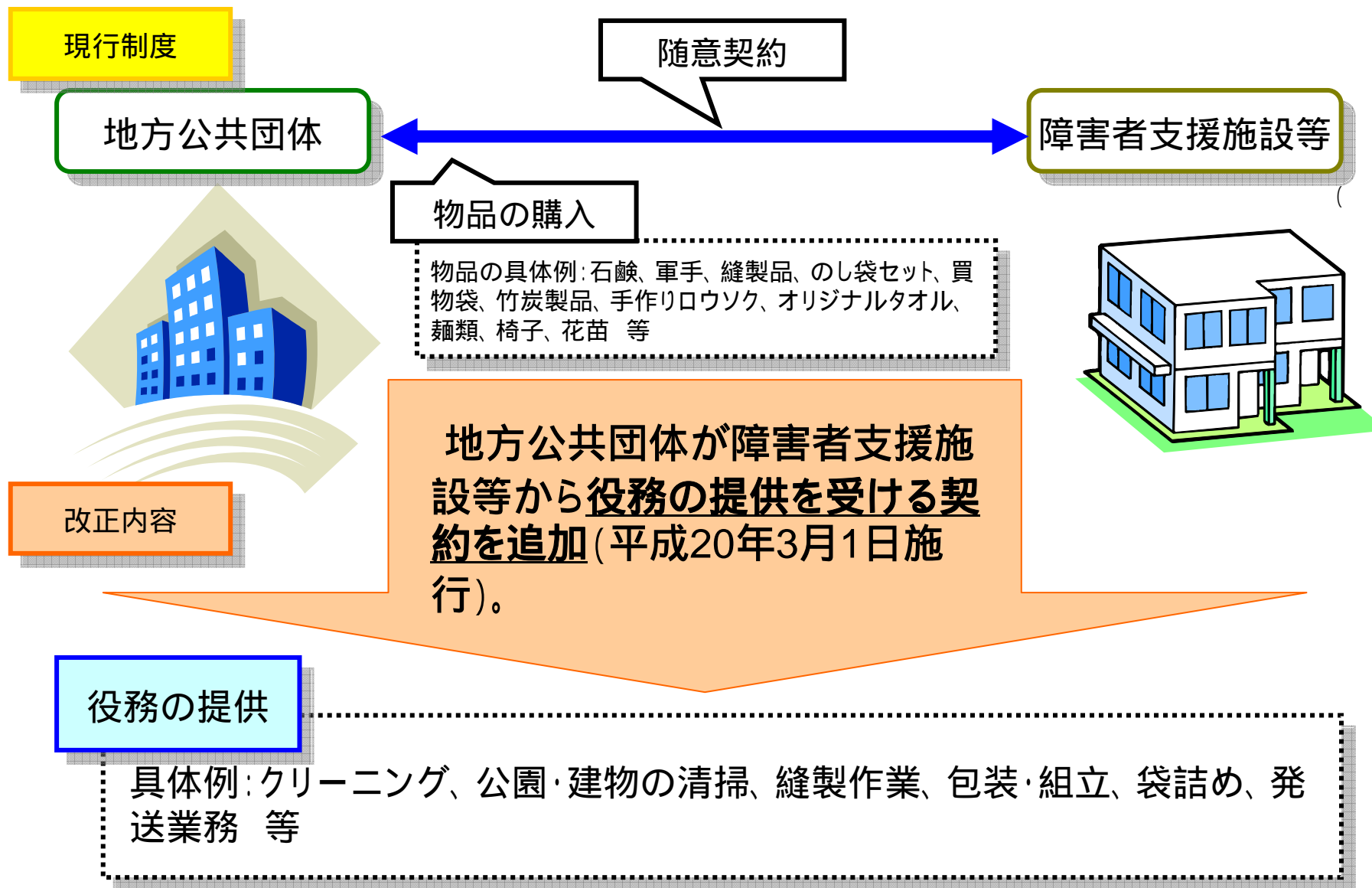
構造改革特区第10次提案募集（平成18年10月）において、現行で随意契約が可能とされている物品の購入以外にも「地方公共団体が障害者支援施設等と役務提供に係る随意契約を行うことを可能とすること」について特区提案が行われ、政府として「平成19年度中に結論」としていた。

(2) 改正内容

地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から**役務の提供を受ける契約を追加**。

物品の具体例（現行）	役務の具体例（今般の改正で追加）
石鹸、軍手、縫製品、のし袋セット、買物袋、竹炭製品、手作り口ウソク、オリジナルタオル、麺類、椅子、花苗 等	クリーニング、公園・建物の清掃、縫製作業、包装・組立、袋詰め、発送業務 等

障害者支援施設等との随意契約の範囲の見直し



障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設・更生施設(身体、知的)、授産施設(身体、知的、精神)及び福祉工場(身体、知的、精神)、小規模作業所。